

提出された御意見に対する市の考え方

- 1 意見を求めた事項 「帰還支援一時宿泊所条例・施行規則の廃止（案）」
- 2 意見等の募集期間 平成29年2月1日（水曜日）～2月20日（月曜日）
- 3 意見等の提出件数 2件（2件とも郵送）
- 4 寄せられた意見等並びに市の対応方針

	意見等	市の対応方針
(1)	長期の避難により家屋の床がダメになり、住める状況になく、再建のめどもたっていない今、帰還には至らない。年2～3回一時帰宅し家屋補修等の折、雇用促進住宅（一時宿泊所）を使用している。一時宿泊所の制度は、今しばらく続けてほしい。	市内民間宿泊施設が通常通り宿泊可能となっており、また利用件数も減少していることから、目的を達成したものと考え、提供を終了します。 今後も必要とされる方については、同事業の「帰還準備旅館宿泊支援事業」による小高区内の宿泊所を提供します。
(2)	廃止案に大変驚き困惑している。一時帰宅の折には施設（一時宿泊所）を利用している。自宅は荒廃が著しく、到底住める状況にない。この施設のみが命綱のようなもの。一時帰宅施設は一定期間延長できるよう配慮されたい。	